

昭和二十三年法律第二百二十四号
大麻草の栽培の規制に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第四条）	第二章 大麻草採取栽培者（第五条—第十二条）
第三章 大麻草研究栽培者（第十三条—第十七条）	第四章 監督（第十八条—第二十一条）
第五章 雜則（第二十二条—第二十三条）	第六章 罰則（第二十四条—第二十八条）
附則	附則
第一章 総則	第一章 総則

第一条 この法律は、大麻草の栽培の適正を図るために必要な規制を行うことにより、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）と相まって、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。	第一条 この法律は、大麻草の栽培の適正を図るために必要な規制を行うことにより、麻薬及び向精神薬取締法（昭和二十八年法律第十四号）と相まって、大麻の濫用による保健衛生上の危害を防止し、もつて公共の福祉に寄与することを目的とする。
第二条 この法律で「大麻草」とは、カンナビス・サティバ・リネをいう。	第二条 この法律で「大麻草」とは、カンナビス・サティバ・リネをいう。
第三条 この法律で「大麻草栽培者」とは、大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者をいう。	第三条 この法律で「大麻草栽培者」とは、大麻草採取栽培者及び大麻草研究栽培者をいう。
第四条 この法律で「大麻草研究栽培者」とは、第五条第一項の規定により都道府県知事の免許を受け、種子又は繊維を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいう。	第四条 この法律で「大麻草研究栽培者」とは、第十条の規定により厚生労働大臣の免許を受け、種子又は繊維を採取する目的で、大麻草を栽培する者をいう。
第五条 厚生労働省令で定めるところにより、栽培地の属する都道府県の知事（以下「都道府県知事」という。）の免許（以下この章において單に「免許」という。）を受けなければならぬ。	第五条 厚生労働省令で定めるところにより、栽培地の属する都道府県の知事（以下「都道府県知事」という。）の免許（以下この章において單に「免許」という。）を受けなければならぬ。
第六条 第十二条の三第一項の規定により免許を取消され、取消しの日から三年を経過していなき者	第六条 第十二条の三第一項の規定により免許を取消され、取消しの日から三年を経過していなき者
第七条 第八条	第七条 第八条

第一条 大麻草採取栽培者（第五条—第十二条）	第二章 大麻草採取栽培者（第五条—第十二条）
第二章 大麻草採取栽培者	第二章 大麻草採取栽培者
第五条 大麻草採取栽培者にならうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、栽培地の属する都道府県の知事（以下「都道府県知事」という。）の免許（以下この章において單に「免許」という。）を受けなければならぬ。	第五条 大麻草採取栽培者にならうとする者は、厚生労働省令で定めるところにより、栽培地の属する都道府県の知事（以下「都道府県知事」という。）の免許（以下この章において單に「免許」という。）を受けなければならぬ。
第六条 第十二条の三第一項の規定により免許を取消され、取消しの日から三年を経過していなき者	第六条 第十二条の三第一項の規定により免許を取消され、取消しの日から三年を経過していなき者
第七条 第八条	第七条 第八条

事故が生じたときは、速やかに、当該大麻の品名及び数量その他厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

都道府県知事は、前項の規定による届出を受けたときは、速やかに、同項に規定する事項を厚生労働大臣に報告しなければならない。

(罰則に関する経過措置)

第一百六十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(検討)

第二百五十九条 新地方自治法第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務については、できる限り新たに設けることのないようにするとともに、新地方自治法別表第一に掲げるもの及び新地方自治法に基づく政令に示すものについて、地方分権を推進する観点から検討を加え、適宜、適切な見直しを行うものとする。

第二百五十一条 政府は、地方公共団体が事務及び事業を自主的かつ自立的に執行できるよう、国と地方公共団体との役割分担に応じた地方税財源の充実確保の方途について、経済情勢の推移等を勘案しつつ検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成一一年一二月八日法律第一

(施行期日) 抄

第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

第三条 民法の一部を改正する法律(平成十一年法律第百四十九号)附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者及びその保佐人に関するこの法律による改正規定の適用については、次に掲げる改正規定を除く。(略)

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。附 則 (平成一一年一二月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

第一九九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)

、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二

十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定

公布の日

附 則 (令和元年六月一四日法律第三

号) 抄

(施行期日)

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る)、第八十五条、第一百二条、第一百五十七条(民間あつせん機関による養子縁組のあつせんに係る児童の保護等に関する法律第二十六条の改正規定に限る)、第一百十一条、第二百四十三条、第二百四十九条、第二百五十二条、第二百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二十五条第六号の改正規定に限る)及び第二百六十八条並びに次条並びに附則第三条及び第六条の規定

二 第三条、第四条、第五条(国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く)、第二章第二节及び第四節、第四十一条(地方自治法第二百五十五条の二十八の改正規定を除く)、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く)、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十九条、第九十条(職業能力開発促進法第三十条の九第二項第一号の改正規定を除く)、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百二条、第一百十三条、第一百十五条、第一百十六条、第一百十九条、第一百二十二条、第一百三十三条、第一百三十九条、第一百三十五条、第一百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十七条、第一百七十二条(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る)並びに第百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定

起算して六月を経過した日

(行政庁の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る)に基づき行われた行政庁の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(検討)

政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制度上の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第七条 政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制度上の措置を講ずるものとする。

(検討)

政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制度上の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という)の前日において免許を受けている第一条の規定による改正前のの大麻取締法(以下「第一条改正前大麻法」という)第二条第二項に規定する大麻栽培者及び同条第三項に規定する大麻研究者については、その免許の有効期間内は、第一条改正前大麻法第三条(栽培に係る部分を除く)及び第四条第一項第一号の規定を除き、なお従前の例による。

(検討)

政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制度上の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という)の前日において免許を受けている第一条の規定による改正前のの大麻取締法(以下「第一条改正前大麻法」という)第二条第二項に規定する大麻栽培者及び同条第三項に規定する大麻研究者については、その免許の有効期間内は、第一条改正前大麻法第三条(栽培に係る部分を除く)及び第四条第一項第一号の規定を除き、なお従前の例による。

(検討)

政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制度上の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の日(以下「施行日」という)の前日において免許を受けている第一条の規定による改正前のの大麻取締法(以下「第一条改正前大麻法」という)第二条第二項に規定する大麻栽培者及び同条第三項に規定する大麻研究者については、その免許の有効期間内は、第一条改正前大麻法第三条(栽培に係る部分を除く)及び第四条第一項第一号の規定を除き、なお従前の例による。

(検討)

政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制度上の措置を講ずるものとする。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後のそれぞれの法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律による改正後のそれぞれの法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条及び第二十九条の規定

公布の日

の日

二 第二条及び第四条並びに附則第四条、第五条第二項及び第十条の規定

公布の日

の日

三 第二年を超えない範囲内において政令で定める日

の日

四 第二年を超えない範囲内において政令で定める日

の日

五 第二年を超えない範囲内において政令で定める日

の日

六 第二年を超えない範囲内において政令で定める日

の日

七 第二年を超えない範囲内において政令で定める日

の日

八 第二年を超えない範囲内において政令で定める日

の日

九 第二年を超えない範囲内において政令で定める日

の日

十 第二年を超えない範囲内において政令で定める日

の日

十一 第二年を超えない範囲内において政令で定める日

の日

十二 第二年を超えない範囲内において政令で定める日

の日

十三 第二年を超えない範囲内において政令で定める日

の日

十四 第二年を超えない範囲内において政令で定める日

の日

十五 第二年を超えない範囲内において政令で定める日

の日

十六 第二年を超えない範囲内において政令で定める日

の日

十七 第二年を超えない範囲内において政令で定める日

の日

十八 第二年を超えない範囲内において政令で定める日

の日

十九 第二年を超えない範囲内において政令で定める日

の日

二十 第二年を超えない範囲内において政令で定める日

の日

二十一 第二年を超えない範囲内において政令で定める日

の日

るこれらの規定の適用についても、同様とする。

(準備行為)

第六条 第一条改正後大麻法第五条第一項又は第十三条第一項の免許を受けようとする者は、施行日前においても、これらの規定の例により、都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、これらの免許を申請することができる。

第七条 第二条改正後大麻法第五条第一項若しくは第十三条第一項の免許、第二条改正後大麻法第十九条第一項ただし書の許可又は第二条改正後大麻法第二十条の証明書の交付を受けようとする者は、第二号施行日前においても、これらの規定の例により、都道府県知事又は厚生労働大臣に対し、これらの免許、許可又は証明書の交付を申請することができる。

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律(附則第一条第二号に掲げる規定については、当該規定)の施行前にした行為、附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為及び附則第四条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における第二号施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(調整規定)

第二十八条 刑法施行日が施行日前である場合は、第一条のうち大麻取締法第二十四条第二項の改正規定中「の懲役」とあるのは「の拘禁刑」と、「有期懲役」とあるのは「有期拘禁刑」と、第三条のうち、麻薬及び向精神薬取締法第六十五条第一項の改正規定中「第六十五条第一項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第一号」とあるのは「第六十五条第一項第一号」と、同法第六十九条の改正規定中「一に」とあるのは「いずれかに」と、同法第七十条の改正規定中「一に」とあるのは「いずれかに」とあるのは「いずれかに」と、同条第三号の改正規定中「処方せん」を「処方箋」に、「者」とあるのは「者」とし、前条の規定は、適用しない。

第二十九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

(政令への委任)